

第4回佐賀市自治基本条例検証委員会 議事概要

【開催日時】 令和3年7月6日（火） 午後2時30分～午後4時18分

【開催場所】 佐賀商工ビル4階 市民活動プラザA・G会議室

（佐賀市白山二丁目1番12号）

【出席者】

（委員）50音順、敬称略

荒牧軍治、井上亜紀、内川実佐子、小城原直、高原陽子、田島広一、西村康喜、松本昌代

（事務局）

古賀地域振興部長、馬場協働推進課長、前田係長、納富主査、金ヶ江主査、南里主事

【公開又は非公開の別】 公開

【傍聴者】 なし

【議事概要】

1 開会

（委員長あいさつ）

（委員長）

今日、条文の基本的なところが最後まで終われば、後はどう取りまとめるにかかってくると思うので、時間の許す限り濃密な議論をお願いしたい。

2 第4回審議事項

（委員長）

今回の検証委員会も、これまでどおり公開で行いたい。

まず、第3回検証委員会の振り返りについて事務局のから説明をお願いしたい。

（事務局）

前回の検証委員会では、第2章まで審議いただいた。議事内容を条文ごとに「論点」「委員意見」「まとめ」という形でまとめたものが資料1である。参考資料として随時参照いただきたい。

資料2は、前回審議いただいたものに第3章以降も加え、各委員からの意見と事務局説明をこれまでと同様に記載している。この資料をもとに前回同様審議いただきたい。表紙裏の黒丸

のところは審議未了で、白丸のところは審議済みとなっている。前回審議していただいた前文から第12条までについては、資料の中に審議状況と審議概要を記載している。また、例えば、第8条の審議状況は審議中となっており、第23条のコミュニティ活動と併せて議論するという結論であった。審議未のうち、一通り全部審議してから再度審議するもの、関連箇所を審議してから審議するものについては、第3章以降の審議終了後に審議いただきたい。

(委員長)

では、早速、今日のメインのテーマである第3章以降について条文に沿って審議を進めていきたい。

まず、事務局のから説明をお願いしたい。

(事務局)

今回は、第3章（第19条）以降の検証ということで、第19条（意見等の取扱い）については、市長等の市民からの市政に対する意見、要望を受けた場合の対応について定めているところである。B委員から、市民等の意見が具体的な施策などにつながった事例があれば教えて欲しいという質問があった。これについては、第2回検証委員会でも説明しているが、市政の提言について、担当各課で回答して今後の業務に反映する仕組みである。

例えばプレミアム商品券の使用期限の延長や、マイナンバーカードの申請窓口と交付窓口を分離し混雑緩和する等、大小様々な事例があるが、各所で市民の意見を反映しているということも前回も説明したところである。

(委員長)

付け加えて質問等はあるか。

(B委員)

この条例がどのように生きているのかということを知りたかった。回答いただいたので特に意見はない。

(委員長)

ここの部分は、自治基本条例の中でも結構大事なところである。市民からの意見を吸い上げる手法や仕組みはいくつくらいあるのか。

(事務局)

市民からの要望・提言を紙、ホームページ、メール等で直接受けるという仕組みのほか、間接的に議員等からというものや、条例や計画等を策定する際に、意見をもらうパブリックコメ

ント制度もある。その他、件数として把握できていないが、直接窓口で市民とのやりとりすることは多くある。

(委員長)

そのような、市民からのいろいろな意見はどのように処理されているのか。第19条の逐条解説に、要望等に対する処理要領が載っているが、これは、意見がどのような形で出てきても、この要領に沿って処理するというだけでよいか。

(事務局)

そのとおりである。

B委員の質問の意図として、意見がどのくらいあり、どの程度反映されているのかというところがあつたかと思う。

市政への提言・要望はここ3年間の平均で年間419件、このうち公開可能なものは、平均73件。公開可能なものについては、回答内容も公開している。

意見や要望を反映したものとしては、例えば、ホームページからの問い合わせに写真を添付できるようにしてほしい、公園のねじが緩んでいる、本庁の消毒液をジェルタイプから液体タイプにしてほしい、市旗が汚れている、喫煙所の場所が悪い、水害のとき市立図書館の駐車場を開放してほしいなどというものがあつた。

(委員長)

都市計画審議会では、審議会での決定前にパブリックコメントを求めているが、審議会ではパブリックコメントが義務づけられているものが多いのか。

(事務局)

条例や計画を変えるときには、必ずパブリックコメントをしなければならないことになっている。

(委員長)

パブリックコメントの提出状況としては、ある程度の数が出てきているのか。

(H委員)

私は男女共同参画審議会の委員であるが、パブリックコメントの件数は3、4件であつた。

知り合いに呼びかけて、その中の1人、2人が意見を出してくれたものである。

市報にも掲載されているし、市役所でも見られるようにしてあるが、あまり見られていないのではなかと感ずる。

(事務局)

委員長が言われたように、計画策定が絡む審議会では、パブリックコメントを行う流れになっている。

また、H委員が言われた、パブリックコメントの意見の数が一桁であるということについても、そのとおりであり、現在、佐賀市のホームページに掲載されているものを見ても、概ねそれぐらいの件数である。

(委員長)

国や県に比べて、佐賀市が担当している分野というのは生活に密着したことをやっているのので、対立を生むようなものがそれほど多くないと言えるのかもしれない。

今のところ、市民との意見が割れているようなことはあまりないと感じる。

パブリックコメントでは、利害関係者が意見を出されることがあるが、利害関係があっても、決める時には決めなければならない。その際に、一番気にするのは、パブリックコメントの意見や住民説明会の中で出た意見であり、議論の過程としてはすごく気になる場所である。

例えば、産業廃棄物の処理場等のいわゆる迷惑施設の建設等では、千単位の反対署名が来ることがあるが、決める時には決めなければならない。市民の声に真摯に向き合わなければならないが、その場合によって違ってくるのかもしれない。

(委員長)

第20条の審議会等については、今の議論と重なりところもある。

事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

第20条は（審議会等）については、委員長とB委員からそれぞれ、意見と質問が出ている。

委員からは、クォータ制についての意見が出されている。第10条（議会の役割及び責務）の審議において、各委員からの意見として、「あらゆる場面で女性の視点が必要である。」「強制的に女性の人数を割り当てるぐらいのことをしなければ、なかなか女性の参画は進まない。」「地域において女性を育てることができれば女性の立候補者も増えるのではないか。」「自治会等のいわゆる地縁団体に女性が増えていくことが必要ではないか。」という意見があった。

B委員からは、審議会の委員における市民から選任されている人の割合や選任方法について質問があった。これについては、80ほどの審議会のうち、30の審議会に公募委員が登用されて

おり、人数は918人中48人。公募委員の選定方法は作文や書類審査、面接によるということを、3月の第2回検証委員会で説明したところである。

(委員長)

審議会の一覧表は前回の検証委員会のとき資料としていただいている。

現在、単位自治会の会長に女性はいるのか。

(副委員長)

662人の自治会長のうち、女性は30人ほどである。

3年前から一生懸命文書で各校区にお願いしているところであるが、なかなか増えていない。ただ、会長は男性であるが、実際に活動しているのは女性が多く、女性が動かないと組織が動かない。そういう女性たちを自治会長にとお願いしているが、なかなか手が挙がらない。

また、10年先まで順番が決まっているというところも結構あり、複数年自治会長をとずっとお願いしているが、なかなか進まない。進まないが根気よくやらないとこれは改革できないと思っている。

ただ、おととしの自治会長研修では、64人中女性が5人来てくれた。皆さんがそういう理解をしてもらえば増えていくのかなという気がしている。

(委員長)

自治会長に女性が入らないと、例えば、水対策会議等では女性委員は増えないと思う。

校区自治会の会長まで含めて、女性が動かしていただけるようになれば、水対策審議会でも女性がゼロということはなくなるのではないか。

(副委員長)

昨年は山口県で女性の自治会長が活躍しているところに研修に行ったが、参加者が非常に増えたということであった。

それと、女性を増やしたいのは、子育てですぐに相談できる、子育ての先輩がそばにいうことが非常にいいことではないかと思っていて、少しずつ増えていって欲しいと思っている。

(委員長)

ほかに質問はないか。

(委員長)

農協の委員や理事は世帯主でなければならない。ところが、我々は何気なく世帯主を男性にしている。妻のほうで理事になるには、世帯主を変えなければならない。なぜ世帯主制度を維

持されているのか、世帯主制度って一体何なのか。

(事務局)

住民基本台帳法によると思うが、世帯課税も日本独自の課税システムのようなので、国民健康保険も世帯主の所得によって軽減が決まるというところがある。推測であるが独特な戸主制度の名残なのではないか。

(E委員)

私事だが、夫が農家であるが、収入、夫婦の関係で私が世帯主となっている。農協の理事には私になるしかなかった。

この審議会に、私は以前新聞記者であったので、当初、報道関係者の委員ということで選任された。私が勤めていた新聞社には、女性記者が3人しかいなかったため、女性の委員を選出してと言われても、複数の委員を掛け持ちしている状態で、これ以上は受けることができなかった。女性の委員を出せないとなると、男性を選出することになるが、それよりも、他の報道機関から女性を選出したほうがいい。新聞社から1人、教育者から1人、というよりも女性から1人というほうが、今の時代にあっていると思う。

(委員長)

マスコミ関係、特に新聞社は印刷するぎりぎりまで、夜遅くまで仕事をしているので、女性にとっては働きづらいところであろう。

(E委員)

同社の女性が委員をしていたところに、また女性をと言われるが、そもそも女性がいないので、男性が選任される場合が多い。それよりも、他社からでも女性で何人というように登用してもらったほうがいい。

(委員長)

今回これを決定してほしいとは思わないが、将来的に次の世代の人たちでやっぱり決めてほしい。

一番難しいのはおそらく、単位自治会なのではないか。私の妻も、地元の自治会で一生懸命活動しているが、会長だけはやらないと言っている。会長となるととたんに意識が変わってくる。やはり世帯主制度とか、姓（かばね）の問題など、次の若い世代に期待するしかないという感じはする。

(E委員)

確かに変な目で見られることがある。

(委員長)

私も妻の姓でも構わないのだが、周りが反対する。そういう姓の問題についても、選択性であるとか自主性であるとかという時代が来ないといけない。マイナンバー制度も始まり、姓名だけで判別する時代ではなくなってきている。

だから、クオータ制度もいつか必ずどこかで皆さんの考え方の中に入れていただきたいと思う。今回は、無理にそれを主張して変えろとは言わないが、今後、変わっていかねければならないと思っている。

(B委員)

今までの議論で出てきた、議員や職員の管理職のクオータ制というのは、ほかにも考えないといけない要素も多いので難しいと思うが、審議会であれば、委員になる権利とか平等とかいう話はないのであまり抵抗がなく、取り入れやすい部分なのではないか。実際に女性というところではある程度取り入れられてきた部分もあるのかと思うが、それを性別、年齢、あるいは地域等について配慮しながら公募を行うというようなことも考えてもいい気がする。

(委員長)

少なくとも第20条の本文には幅広い市民から選任すると書かれているので、逐条解説の中にクオータ制や、先ほどB委員が言われたようなやり方も含め、入れることも検討していただきたい。審議会等については、女性委員が動きやすい努力をすとか、少なくとも女性委員を増やす努力を進めていただきたい。

(B委員)

先ほど自分で言うておいて、ブレーキを掛けるような気もするが、1つだけ気になっているのは、最近の性自認の問題があり、女性という呼びかけがいいのかというところがあるので、そのあたりも検討していただきたいと思う。

(委員長)

何かうまい表現を見つけてほしい。

(馬場協働推進課長)

検討したい。

(委員長)

それでは、第21条住民投票について説明をお願いしたい。

(事務局)

第21条(住民投票)については、F委員から、佐賀市には住民投票の条例があるのか。自治基本条例第21条で条例化しているという解釈でよいのかという質問があった。

第2項で規定しているとおり、住民投票が必要となったときにその都度制定していく、個別設置型を想定した規定となっている。

(委員長)

F委員、これはよろしいか。

(F委員)

はい。

(委員長)

これは条例を作るときにも結構もめたところで、自治基本条例で住民投票を規定すると、いつもやるのかという事や、議会との関係はどうなるのか等の議論があり、必要なときに住民投票のやり方を決めて行こうということで、このような規定になっている。

これは継続することによろしければ、このまま続けていきたいと思う。

第23条地域コミュニティについて、説明をお願いしたい。

(事務局)

第3回の検証委員会においても第8条(市民活動団体)のところで、第23条との違いは何かという議論があったところである。

第23条については、逐条解説に関する意見として荒巻委員から、第1項の「本市では」の次に「まちづくり協議会」を入れてはどうかという意見があった。

事務局としては、逐条解説中にまちづくり協議会の記載を検討したいと考えている。まちづくり協議会は、現在、32校区中30校区に設置されており、佐賀市における地域コミュニティの推進というのは、まちづくり協議会の取組推進のことでもある。ただ、まちづくり協議会が、自治会やその他の団体を横串で刺しているということを念頭に、記載の仕方は工夫したい。

また、運用に関する意見として、G委員から逐条解説の第1項「自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら」という部分について、現状、自治会長が自治会長の役割を理解していないのではないか。行政の指示不足ではないか。校区自治会長会でも動いていない。なぜ理解されていないのか。自治会長研修でも説明できないか。という意見があった。

これについては、先ほど副委員長からもあったが、自治会長が毎年交代するという地域もあ

り、役割等の浸透には、地域による温度差がある現状である。必要に応じ、自治基本条例の出前講座を実施しているところである。

また、G委員から、地域コミュニティ推進事業による支援は現在も行われているのかという質問があった。

協働推進課の地域コミュニティ室で、地域コミュニティ推進事業を実施しており、財政的支援（補助金の交付）、運営支援（役員会への参加）、未設置校区での立ち上げの支援（座談会の開催等）、夢プランの見直し支援、つながるさがしというコミュニティサイトの運用、そして、地域づくり交流会や情報交換会の開催等を行っている。

（委員長）

これに対して質問や意見はあるか。

（副委員長）

自治会長の役割については、きちんとマニュアルを作り、各校区で勉強会をしていただいている。マニュアルは、大体3年に1回作成しており、自治会長が替わると必ず渡すことになっている。各校区の全自治会長に渡しており、少しは浸透しているのではなかと思う。

マニュアルを見ただけという方も多いのかもしれないが、勉強会をしたという報告はきちんとされている。

（委員長）

基本的なことを教えて欲しいのだが、自治会というのは、法律や条例で設置が義務づけられている機関なのか。

（古賀地域振興部長）

自治会はあくまでもボランティアという考えである。何かの法に基づいて活動しているということではない。

（委員長）

任意団体であるということは、会費を集めて、自分たちで運営していて、強制的に参加を義務づけられているものではないので、入るか入らないかも任意ということであるが、佐賀市として、情報の伝達等を自治会を使ってやることはあるのか。

（副委員長）

以前は、連絡員制度というものがあり、市からの伝達を全部連絡員がやっていた。しかし、自治会がきちりしていたため、自治会に任せたほうが良いということで、自治会が担うよう

になった。

(委員長)

例えば、ごみ処理を行政がやるときは、今も地元の自治会を中心に、動かしているのか。

(副委員長)

環境保健推進協議会というものがあり、大体、自治会長が兼務しているということで、やはり自治会が動いて、ごみステーションをはじめ全て管理しているという現状である。

(委員長)

任意団体である組織に、佐賀市の行政の一部であるごみの収集の一部を依頼していることになっている。

自治会に入らなかった人のごみを収集しなくてよいのではないかという議論が起こることがあるが、それについてはどう考えているのか。

(馬場協働推進課長)

佐賀市では、単位自治会や、その班によってごみステーションを管理していただき、そのごみステーションに収集に行くという方法をとっている。他の自治体では、各家庭の前に出されたごみを収集する個別収集を行っているところもある。

佐賀市がコミュニティの中にごみステーションを置くことにしているので、ごみステーションの整備管理費を、毎年補助金として支出している。

(委員長)

その補助金は自治会に入るのか。

(馬場協働推進課長)

そのとおりである。なので、自治会に入らずにごみが出せないという方が、直接、清掃工場にごみを持ち込むということもある。

(委員長)

そういう村八分的なこともあるのか。

(馬場協働推進課長)

村八分というか、自分が自治会に入りたくないとか、ごみステーションに出したらごみを見られることがいやだということで、直接、清掃工場の持ち込まれる方もいる。

(委員長)

それ以外に佐賀市が直接、自治会に対して何かの経費としてお金を払うという例はあるのか。

(馬場協働推進課長)

ごみのことと言えば、先ほどのごみステーションの補助金以外に、例えばごみステーションをボックス型に替える際には購入費の補助もある。

(G委員)

私たちの地域では、先ほど言われた、ごみの事以外にも、自治会に入っていない人には行政から来る連絡事項は回覧しないので、個人で情報を得てくださいということを明確にしている。

(委員長)

佐賀市が自治会を使って情報伝達をするということはあるのか。

(副委員長)

毎月、多いときは17件ほど、少ないときで3件ほどの依頼がある。

回覧板の板は自治会協議会で作成し、4年ごとに新しくなるようになっている。

佐賀市の自治会加入率は約80%で他の自治体に比べ高い方である。

(委員長)

自治会の会費や役員報酬の設定は各自治会の任意であるのか。

(副委員長)

そのとおりである。会費以外に、市から運営費と自治会長活動費が入ってくる。

役員手当の額については、各単位自治会によって違っており、非常に高低差がある。

(委員長)

まちづくり協議会はどうか。

(馬場協働推進課長)

校区によって違うが、手当があるところのほうが多いと思う。

補助金の使い道は、各まちづくり協議会で決められていて、自分たちがまちづくりをしたいということで、手当は要らないという校区もある。

(委員長)

まちづくり協議会は、佐賀市のコミュニティ活動の基礎的なものであるので、コミュニティ活動に対して、ある程度、費用弁償のようなものを考えてもいいのではないと思っている。

自治会とまちづくり協議会で違いがあるのかを知りたかったので質問したが、基本的には同じということがわかった。

(副委員長)

自治会が、こども会、老人会、社協等それぞれの団体に活動費を出し、その団体がそれぞれに活動していた。それを1つにまとめたのが、まちづくり協議会である。まちづくり協議会の部会として活動することで、大きく広報できるようになったことで、皆さんが参加しやすくなり、自治会よりまちづくり協議会のほうが何か身近になった。そういうことで、うまく地域が動いているという感じがする。

ただ、今でもちゃんと自治会が各団体に活動費の助成は行っている。

(委員長)

自治会とまちづくり協議会が並列していることは、むしろよいことだと思っているので、それをどうやって育てていくか、役割分担を少し変えていくかということをそれぞれ悩んでもらい、そして、いいところは真似して欲しい。

例えば、久保田まちづくり協議会では福祉部会が「さるこうカー」という、いわゆる福祉タクシーのようなものをやっている。もともと川上から発祥して、久保田、そして巨勢でも同じようなものができている。

そういうものをまちづくり協議会がやっているということは高く評価している。そういうことも含め、佐賀市がコミュニティのまちづくりをしていること自体はよくできていると思っているので、ぜひ、資金面や制度のことまで含めて少し検討していただければと思う。

(G委員)

先ほどのコミュニティのところで、私が自治会長の役割というものを自治会長が理解していないということを発言した。マニュアルがあることは理解しているが、それを意欲がない自治会長が見ても、コミュニティ活動の展開につながらないと思う。やはり、自治会長が旗を振らなければ、コミュニティ活動は活性化していかない。そこで、研修会等を繰り返し行うなど、何らかの下支えをしていかないといけないのではないかと感じる。

次に、財源の問題だが、まちづくり協議会の活動量に合わせて、補助金を増減できないか。もう少し活動したいというまちづくり協議会には少し補助金を増やすとか、逆にそこまで活動できないところは減らすとか。

まちづくり協議会を活性化するためには、積極的な取組に対して資金を補填するような仕組みを作ったほうが良いと思う。

それと、夢プランの見直しについても、見直しを行った協議会が少ないと思う。役員のやる気の問題があると思っていて、役員にやる気を持たせるか、交代させるしかないが、役員交代

に関する事項が規約にないところもある。各まちづくり協議会の規約にても、その内容を第三者に精査してもらいたいと思っている。

(F 委員)

まちづくりや地域コミュニティを活性化していくための基礎として、まちづくり協議会や自治会の活動が非常に重要だと思う。それと同時に、民間の力が非常に重要だと思う。

商工会議所青年部や青年期会議所といったところが、本当のまちづくりをやっているように思うので、自治会と同様に、本当に彼らが動きたい、こういうことをやりたいということであれば、市として支援をしていただきたいと思っている。

(委員長)

「チカラット」（佐賀市市民活動応援制度）には、まちづくり協議会からも申請があるのか。

(事務局)

「チカラット」は、市内全域を対象とした事業が補助の対象となっており、特定の校区の住民を対象とした事業は補助の対象となっていないため、まちづくり協議会の活動が対象になることは難しく、申請は出ていない。

(馬場協働推進課長)

まちづくり協議会への補助金の内容が、均等割と世帯割、人口割で算出しており、平均すると1校区あたり130万円ぐらいなる。先ほど言われた「さるこうカー」のような先進的な取組に対して、幾らか上乘せするというのがあるかもしれないのかなと思うが、まだそこまでは至っていない状況。

(委員長)

まちづくり協議会の中で、ユニークな取組をやったときには、チカラットの補助が受けられるようにしてもいいのではないかな。申請書類や会計報告の作成だけでも簡単なことではない。それでもやる気があるところには、補助を受けることができるようにしてもいいような感じはする。まちづくり協議会への財源的なところも少し検討していただきたい。

(馬場協働推進課長)

そのあたりについては、検討したいと思う。

夢プランの見直しについては、毎年3校区程度を予定している。去年は2校区取り組んだが、新型コロナウイルスの影響で、結局、最後までできなかったが、毎年1～2校区は見直しを行っている状況である。

(委員長)

やる気を起こさせることは難しいことだと思う。

地域づくり交流会は昨年ウェブ会議で開催された。ウェブ会議は意識の高い人たちにとってはすごくいい仕組みであると思うが、まだ動いていない人にとっては、人と直接会って、その人の生の声を聞かないとつまらないと思う。

顔を合わせて、他校区が頑張っている姿や発表を見て、うちも負けるかと思ってもらうには、ウェブ会議では物足りない。新型コロナウイルスが収まれば、また熱気のある若い人たちや、お年寄りも含めて、ワークショップのようなことをやって、どんどん誘い込んでいく方がいいと感じる。

(馬場協働推進課長)

まちづくり協議会はやりたいという方が入れる団体でもあるので、新しくまちづくり協議会を立ち上げようとしているところでは、今までなかなか地域に参加してなかった方や、若い方、例えば移住されてきた方なども一緒に話し合えるような場を作ろうということで話が進んでいるところである。

(委員長)

先に進みたいと思う。第24条について説明をお願いしたい。

(事務局)

24条（災害等への対応）について、G委員から、自主防災組織の組織率はどれだけかという質問と、自主防災組織の立ち上げにもう少し注力が必要ではないかという意見があった。

自主防災組織の組織率は77.81%であり、危機管理・防災課では、地域での説明会や連絡会や、立ち上げ支援の補助金等を交付するなど、組織率向上に努めているところであるが、先ほど言われたような自治会長が単年度で替わるところもあり、なかなか進まないこともあるようである。

(G委員)

自主防災組織の立ち上げについては、私の校区を見ても、やはり自治会長の考え次第だと思う。これだけ全国的に災害が発生している中で、理解する、しないというよりも、住民を守るという意識をもう少し高く持ってもらいたい。自治会長に対してもそういう方向でアプローチしなければならないと思う。

(委員長)

G委員が言われたように、動きの鈍いところは防災から入っていくという手法はあるだろう。むしろ佐賀市から防災に関する取組みをお願いしていくという手もあるのかもしれない。防災は誰もが必要だと思っていることだろうから、自主防災組織を結成するというやり方で地域のコミュニティ活動が活発になるような気がするので、検討いただければと思う。

シーボルト台風が1820年代にやってきたが、台風が佐賀の西側を通ったときに、シーボルト台風どころの騒ぎじゃない被害が起こることが想定されている。今後、シーボルト台風クラスの台風が来る可能性も高い。土砂崩れや土石流は数秒前まで分からないが、台風は3日前から分かるので、避難所に避難するよう呼びかけができる。その辺から、まちづくりをやっていくと分かりやすいと思う。まちの自治体制を強化していくことは絶対に必要だと思うので、参考にさせていただきたい。

(委員長)

続いて、第25条（子どもへのまなざし）の取組について説明をお願いしたい。

(事務局)

第25条（子どもへのまなざし）については、H委員から子どもの権利条約を載せてみてはどうかという意見があった。

子どもの権利条約は、市の子どもへのまなざし運動のホームページにもリンクを掲載している。子どもの権利条約を基盤に子どもへのまなざし運動を推進しているところである。子どもの権利条約をどのように載せる方がいいのか意見をいただきたいと思う。子どもへのまなざし運動は佐賀市独自の運動であるので、経緯や背景を逐条解説に記載してもいいのではないかと考えている。

(委員長)

ぜひ、それはやっていただきたい。なぜ子どもへのまなざし運動を入れているのかがわかりづらい。

(H委員)

まなざしキラリ賞の基準の4つの視点として「命」「自立」「他者とのかかわり」「子どもを取り巻く環境」がある。子どもの権利条約の中では、生きる権利について、条約の第2条、第6条、第24条、第27条に書かれていると思うが、「命」というところで、生きる権利入れられるのではないか。

次に、「自立」ということについては、やはり、学校で学習ができる、そのことによって自

分たちがいろんなことを学び、人間として誇りを持つ等、子どもを伸ばすという意味で、教育は何が大切であり、それは条約の第29条に教育の目的として書かれている。

あとは、守られる権利が、条約の第19条、第23条、第26条、第34条にある。

私は、自治で一番大切なのは参加する権利だと思う。周りの市民が、自治会長はこうあってほしいと思う子どもを育てることが必要ではないかと思う。自分の意見を言える場所があり、意見を言う権利があること、分からないことに対して情報を得る、知りたいことを知っていいということ、自治ということを考えたときに何が必要なのか考慮していただいて、私は付け加えてほしい。小さい時から育てていかないと意見は言えないものだと思うし、必要なことだと思う。

(委員長)

子どもの権利条約が、子どものまなざし活動の骨格になる部分としてきちんとあるのであれば、単なる普通の学校教育としての教育というものではなくて、そのもっと広い自治というものの中で議論すべきものとして、そこの中で語られている一番大事な部分のキーワードを逐条解説の中で説明していく努力をしていく必要があるかもしれない。

国連が言っているような子ども権利条約をベースに、コミュニティとどうつながっていくのかということ少し検討していただきたい。子どものまなざしだけでは何を目指しているのか分かりにくくなっているのかもしれない。

自治基本条例の策定当初は、学校教育、特に初等・中等教育を大事にすると宣言したかったが、教育委員会制度との関係のこともあり、子どもへのまなざし運動というところと地域で結ぼうということになった。

H委員が4つの項目、「命」「自立」「他者とのかかわり」「子どもを取り巻く環境」と言われたが、そういうキーワードがあるのであれば、それを目指して我々が地域でも一緒に活動していくというストーリーにしなければ、少し分かりにくいかもしれない。

(委員長)

第26条、総合計画について説明をお願いしたい。

(事務局)

第26条は、H委員のから逐条解説の第3項の「齟齬」という言葉が難しいのではないかとこの意見があった。

市の最上位計画である総合計画と各分野の基本的な計画に齟齬を生じさせないとしている。

「齟齬」については両者の間で認識をすり合わせていたという前提があり、客観的に見てそう思える時に使う言葉で、あえて厳格で強い表現にしているところであるが、例えば、「両者の間で認識をすり合わせ」という表現や、他都市の例等参考にしなら、文言の追加、修正を検討したい。

(委員長)

第31条まで続けていただきたい。

(事務局)

第31条（国際的な視野の醸成）については、本市は国際的な視点が必要であると認識しながら国際交流を図るとともに、市民等の国際的な視野を広げ、もって文化の多様性の理解を深めるよう努めるという条項である。

これについて、副委員長から、今後、定住する外国人がさらに増えることが見込まれるが、すでに外国人のごみ出しのトラブルも起きているという意見があった。

どのような内容をどこまで表記するか検討が必要であるが、例えば、日本特有のごみ出しルールを分かりやすく伝えるため、佐賀女子短期大学と協働で、やさし日本語と8か国語でごみ出しの分別ガイドを作っている。そもそもごみ出しのルールがあるということを知らない外国の方もいるため、そういうことに関してお互いの相互理解が進むような逐条解説の追記を検討できないかと思う。

また、E委員からは、新型コロナウイルスなどの新しい感染症の問題も無視できないため、逐条解説中にある、地球環境問題や産業振興に加え、保健衛生や公衆衛生の問題も加えたいという意見があり、これについても、他都市の事例を参考に文言の追加、修正も検討したいと思っている。

(委員長)

副委員長、E委員、何かあるか。

事務局で一定程度、逐条解説の内容を考えてみるということなので、それを見てからでも構わないがよろしかったか。

新型コロナウイルスの影響により、我々が感じている以上に不安を感じている外国の方がいると思うが、この流れはおそらく変わらないし、もっと多くの外国の方が住むようになってくるといえるだろう。

外国の留学生たちが、佐賀はとても住みやすいと言う。なぜかという、佐賀の人は基本的

に優しく、外国人の人に対する恐怖感がないとのこと。

基本的に佐賀はよいところだと思うが、外国語表記や、ごみの出し方の表記という基礎的条件の部分がきちんと準備できていない。一緒だから当然みんなできるものだと思い込んでしまっている部分があるのかもしれない。

少なくとも言葉の問題については、看板が分からないときでもスマートフォンで読み取ること、どんな言語でも翻訳することができるので、だんだん障壁が小さくなっていくに違いない。そうすると、佐賀の優しさは外国の方たちにとっては住みやすいまちになってくると信じている。

外国語表記のような基礎的条件を整えていくと、もっといいまちになっていくのかもしれない。

(委員長)

最後の条例全般についての意見に進ませていただきたい。

(事務局)

条例全般についての意見としては大きく3つに分けている。1つは地域づくり交流会について、B委員と副委員長から意見があった。

B委員からの意見は、この情報交換の場に多くの市民活動団体がもっと入って横の交流ができればいいのではないかということで、これについては、市民活動団体プラザのソフト事業を、地域づくり交流会と同じ時期に連動した形で開催ができないか検討しているところである。

副委員長からの意見は、地域の課題等を持ち寄り意見交換ということで、いいところの話だけではなく課題等も出しながらできないかというもので、これについては、まちづくり協議会のお悩み相談会という事業も実施しているところである。

2つ目は、C委員から、条例施行後の取組の部分で職員への周知ということで、実践で何か一緒にできるようなことがないかという意見があった。

職員研修の際に、チカラットの事業紹介冊子を配布するなど、市民活動の情報提供を行いながら、協働の実践につなげることができればということも検討中である。

3つ目は、C委員から、SDGsを全体的に意識してはどうかということで、冊子にSDGsのロゴを入れて身近に感じるような取組ができないか、子どもたちに配られている漫画版パンフレットにSDGsの項目を入れてみてはどうかという意見である。

条例の啓発をする際には、SDGsと関連づけて中学校での出前講座を実施したこともあり、

漫画版パンフレットの改訂も検討が必要であると考えている。

(委員長)

意見を言われた各委員から、補足や説明に対しての質問等はあるか。

(C委員)

SDGsについてはよろしくお願ひしたい。

職員研修であるが、アンケート結果では、協働について理解しているという職員が多かったが、やはり理解していないという部分があると感じる。

例えば、河川清掃でも市役所は道具を貸すが、実際にやるのは地域の人である。職員も自分たちの地域で参画していると思うが、市の職員としてではなく、そこに住んでいる住人として参画しているわけであって、関わりのある地域に少し顔出しをして一緒に汗を流すとか、見えるところで関わりを持つようになると、もっと地域との関わりが深くなるのではないかと感じているところである。

(委員長)

私もSDGsの意見を述べたが、佐賀市がゼロカーボンシティの取組みをしているとのことであるので、簡単に説明していただきたい。

(馬場協働推進課長)

「ゼロカーボンシティさがし」の解説をご覧いただきたい。

佐賀市が2010年に環境都市宣言を行っている。その中で、佐賀市の施設や公民館については太陽光発電を導入したり、市道のLED照明化を進めることや、清掃工場を統合して、清掃工場での発電などによるサーマルリサイクルを行っている。また、下水処理施設についても統合し、メタンガスなどを使っての発電も行っている。

あと、バイオマス産業都市ということで、2015年に認定され、二酸化炭素の分離回収を行い、回収した二酸化炭素を藻類の培養や野菜の栽培に利用することで、循環型社会推進を目指して、現在、取り組んでいるところである。

(委員長)

佐賀市がこのような動きをしてきたということ、各委員委に紹介したいと思い、事務局から紹介いただいた。

清掃工場や下水処理場の統合化や、下水処理場での堆肥化など、一番末端のところで行ってきた事業のレベルが非常に高く、佐賀市が本当に誇っていい事業だと思っている。このような

ことをやってきた佐賀市こそ、SDGsの思想を体現していくのにふさわしいから、どこかでぜひ佐賀市として、SDGsの目標に向かって我々は進むという話をしたいと思っていたが、このような形で進められているので、私としては納得しているという状況である。

既にこのようなことを宣言が出されているということで、全く異存はない。

SDGsをどのように自治基本条例の中で表現するかということや、どのように処理するかについては、残りの検証委員会のなかで検討してみたいと思っている。

審議が終わっていない箇所に戻りたいと思っていたが、今回はここまでとしたい。

(委員長)

これまでの議論を踏まえると、今回は、条例本文というよりは、逐条解説の表現を変更することで、収まりそうだと思っている。条例の改正がなく、逐条解説の修正ということであれば、多少遅れても大きな影響はないと思うので、少し時間をかけながら悩んでいきたいと思う。

今までやってきた議論を踏まえて、事務局で整理していただき、提案をお願いしたい。それを基に、各委員の意見に従って修正していきたい。特に、子どもへのまなざしの部分などは、結構大きな提案であったと思うので、その辺りは厚めの表現に変えていくことを検討いただきたい。

(馬場協働推進課長)

委員の皆様ありがとうございました。今回の委員会の内容は、次の第5回検証委員会で配布させていただく。

3 事務局連絡事項

市民活動応援制度チカラットの事業紹介冊子を今年度から作成している。これにより多くの市民からの認知度や共感を得ながら、継続的な活動をできるように支援するとともに、ほかの団体の事業も見いただくことで団体同士のスキルアップや、今後の事業の参考にしてもらうことも目的としているもので、参考に御覧いただきたい。

第5回自治基本条例検証委員会は、8月19日木曜日10時から、佐賀商工ビル4階A・G会議室で開催する。

4 閉会